

大学・学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業費
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、大学、行政の連携により「大学・学生のまち京都」の魅力の充実・強化を図るため、学生、教員、研究者の知と力を活かし、京都府が大学及び短期大学（以下「大学等」という。）や学生と協働して府政課題の解決に取り組むプロジェクトに要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大学等の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定める事業のうちいずれかであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 複数の学生が取組を実施するものであること。
- (2) 大学等の教員が学生の指導教員として参画するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本プロジェクトの目的に照らし知事が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てられる国庫補助金その他の収入があるときは、その額を補助対象経費の額から控除した額）に10分の10を乗じた額以内の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、次の各号に掲げる補助対象事業の分野区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子育て 80万円
- (2) 前号に掲げる区分以外の区分 60万円

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第1号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 規則第9条の規定による変更の承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(状況報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第4号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 6 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とし、規則第 19 条第 2 号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業

分野	番号	補助対象事業
子育て	1	子どもや地域を通じて保護者の交流のきっかけを作る取組
	2	「ミニ・ミュンヘン」のように、子どもたちだけでまちや商店街を運営する取組等を大学生が入って企画運営することにより、「地域の中に子どもがいることが当たり前」という意識をつくり、若い世代が持つ結婚や子育てに対するポジティブなイメージを広げる取組
	3	子どもが大学生とともに、文化芸術に親しむ取組や、農山漁村地域において多様な世代の住民との交流や体験活動を促進する取組を展開することにより、地域の歴史や文化、暮らしに対する理解を有し、地域への愛着や誇りを持つ、心豊かな子どもを育む取組
商店街	4	商店街関係者と商店街に関心がある大学生やU I J ターンの若者が、互いの知識やアイデアをもって連携し、商店街運営や地域課題を解決するための取組
	5	デジタルネイティブ世代である学生と連携した商店街のDX推進（SNS活用などの情報発信力強化等）の取組
観光 (交流)	6	京都府域において、地域資源を活用して大学生が自ら実現したい持続的な交流を促進する新たな取組
	7	2025年大阪・関西万博の開催や文化庁京都移転を契機とした京都府域における新たな観光コンテンツを創出する取組
	8	大学生が地域の観光資源に触れ、地域の人との交流の機会をもつことで地域の魅力を感じるとともに、その魅力を同世代の大学生に共有する取組
	9	山陰海岸ジオパークや自然公園等の自然風景地を保全し、ガイドツアーやビジターセンター等により地域の魅力を発信することで利活用を進める取組
防災・防犯	10	様々なコミュニティを活用した新しい視点での防犯活動の仕組みを提案する取組
	11	犯罪被害者等支援について、府民全体が理解を深めるための様々な世代に対する効果的な広報啓発の取組や、ホンデリング（古本の売却による収益を犯罪被害者支援センターの活動の資金に充てる取組）の活動の拡大を図るための取組
	12	若年者に多い消費者被害について、大学生が若年者を対象に情報発信等の啓発活動を行うことで、消費者被害等防止について自ら学ぶとともに消費者教育の担い手になる取組

	13	消防団等と連携した防災啓発活動や、地域のハザードマップ作り、非常食のレビューなど、大学生が主体となって防災啓発活動を行う取組
過疎地域・ 農山漁村	14	農地等の保全や生活交通等地域基盤の維持のため、地域共同活動の合理化や省力化を進める取組や、収益確保に向けた特産品開発・販売等のビジネスの立ち上げなど、農山漁村地域の維持・活性化を図る取組
	15	農家所得の向上及び食料の安定供給に資する、味噌や日本酒等の府内食品産業と連携した取組
環境	16	地域資源を生かした持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、営農型太陽光発電など、地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区形成を支援し、府内各地へ展開する取組
	17	3R技術を活用した廃棄物の再生利用など、産学公連携によるゼロエミッションを推進するため、代替プラスチック製品や3Rが容易な製品の開発・普及を支援する取組
	18	府内の生物多様性に係る保全活動を支援する取組
地域振興 (丹後)	19	災害に強く、人権が尊重され、誰もが元気に住み続けることができる安心・安全な地域づくりを推進する取組
	ア	災害に強い安全な地域の構築
	イ	安心して暮らせる地域づくり
	ウ	人権を尊重し、誰もが輝ける地域の実現
	エ	元気に住み続けられる環境の整備
	20	地場産業の発展や新たな産業の創造など、地域が誇りを持てる活力ある産業づくりを推進する取組
	ア	「海の京都」構想の更なる深度化
	イ	ものづくり産業等地域産業の振興
	ウ	「食」や「暮らし」を支える農林水産業の振興
	エ	地域産業を支える基盤整備
	オ	事業継続・継承の支援や新たな起業の促進
	21	地域を支え、その活力の源となる人材の確保・育成を進めるとともに、誰もが活躍できる地域づくりを推進する取組
	ア	移住・定住や地元への若者の定着の促進
	イ	地域企業等と連携した人材の確保・育成
	ウ	誰もが能力を発揮できる環境づくり
エ	丹後の未来を担う人づくり	
地域振興 (中丹)	22	人権尊重や子育て環境整備、地域産業振興によりU I ターン等で若者が定着する持続可能な地域づくりを推進する取組
	ア	U I ターン等により若者等が暮らし続けたいくなる環境整備

	イ	人権が尊重され子育てにやさしく安心して暮らせる環境整備
	ウ	地域産業の振興と雇用の促進、人材育成
	23	地域資源や交通・交流基盤を活かした人流・物流拡大による絆と交流の地域づくりを推進する取組
	ア	自然や地域文化等の地域資源を生かした交流の拡大と関係人口の創出
	イ	地域の食など特産品の魅力向上を通じた交流の拡大と関係人口の創出
	ウ	京都舞鶴港海外航路等の活用による人流・物流の拡大
	エ	人流・物流等を支える交通ネットワークの整備
	24	災害への対応力強化や暮らしの環境整備などによる安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する取組
	ア	災害に強い社会基盤整備
	イ	災害対応力の強化
	ウ	安心して暮らせる環境整備
	エ	万一に備えた原子力防災対策の充実
地域振興 (南丹)	25	京都丹波の地域資源を生かした観光や移住・定住の推進による交流・活力のまちづくりを推進する取組
	ア	豊かな自然・歴史文化や食、木材など京都丹波ブランドの更なる魅力発信
	イ	スポーツ資源等を生かしたまちの賑わいづくり
	ウ	オール京都丹波による移住・定住の取組推進
	26	人権が尊重され、子育て世代にも魅力があり、誰もが希望をもって元気に暮らせる地域づくりを推進する取組
	ア	「子育て環境日本一」の京都丹波の実現
	イ	女性や高齢者、障害者等誰もが生き生きと暮らせる地域づくり
	ウ	地域資源等を生かした健康長寿の地域づくり
	27	明日の京都丹波産業を担う人づくりを推進する取組
	ア	教育機関や地元企業、関係団体等と連携・協働した人材育成・確保
	イ	特色ある高等教育機関の集積や立地条件を生かした商工業振興
	ウ	京都丹波ブランドを支える特産農産物等の生産拡大・品質向上
	28	交流と安心・安全の基盤づくりを推進する取組
ア	京都縦貫自動車道からのアクセス道路の整備促進	
イ	桂川等の河川整備など災害対策の推進	
ウ	暮らしの安心まちづくりの推進	
地域振興 (山城)	29	新名神の全線開通を見据え、それぞれのエリア特性に応じた地域づくりを推進する取組
	ア	木津川右岸地域整備の計画的推進

	イ	けいはんな学研都市と木津川右岸整備が車の両輪となった京都イノベーションベルトの形成
	ウ	相楽東部の未来づくりの推進
	エ	京都市近郊の都市エリアの未来への更なる発展に向けた都市機能等の充実
	30	暮らしを支え、災害に強い持続可能な安心・安全の基盤づくりを推進する取組
	ア	防災・減災対策の強化
	イ	暮らしの安心・安全の確保
	31	子育てや長寿の安心を確保し、人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる共生社会の実現に向けた取組
	ア	安心して子育てできる環境づくり
	イ	高齢者が活躍し安心して暮らせる地域づくり
	ウ	人権の尊重
	エ	誰もが生き生きと暮らせる共生社会の実現
	32	やましろ産業を地域の未来を支える柱へとパワーアップさせる取組
	ア	やましろ産業のイノベーション
	イ	宇治茶・京やましろ新鮮野菜の生産振興・消費拡大による魅力ある農業の確立
	ウ	お茶の京都DMOを核にした周遊・滞在型やましろ観光の新展開

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費 調査、会議への出席等に要する交通費 学生のフィールドワーク実施に要する交通費 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料、宿泊料等
委託料	事業のコーディネート等に係る委託等
備品購入費	学生活動で使用する備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料 等
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費